

彩の国技能者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優秀な技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を醸成させるとともに、技能者の一層の技能水準等の向上を図る趣旨の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 知事は、原則として県内に就業し、次の各号のいずれかに該当する者について表彰を行うものとする。

一 彩の国優秀技能者

極めて優れた技能を有する者で、後継者の育成に寄与するとともに、労働者の福祉の増進及び産業の発展に貢献し、他の技能者の模範と認められる者

二 彩の国青年マイスター

優れた技能を有する30歳未満の者で、勤務実績、日常生活等で他の青年技能者の模範と認められる者

三 さいたま国際青年マイスター

技能を競い合う国際大会において、顕著な功績のあった30歳未満の者

(被表彰者の推薦)

第3条 次の各号に掲げる者は、前条に規定する表彰の対象としてふさわしいと認められる者があるときは、被表彰候補者として知事に推薦することができる。

一 市町村長

二 埼玉県職業能力開発協会会長

三 埼玉県技能士会連合会の構成団体である各技能士会会长

四 商工会議所又は商工会の代表者

(被表彰者の決定)

第4条 知事は、前条の規定により推薦のあった者の中から、選考により被表彰者を決定する。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しないものとする。

一 刑事事件に関し、刑に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十四条の二第一項の規定により刑の消滅した者を除く。）

二 破産者で復権を得ないもの

三 前二号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められる者

(被表彰者の選定)

第6条 知事は、被表彰者の選定を公平かつ適正に行うため彩の国技能者表彰審査会を設置し、その意見を聞くことができる。

ただし、第2条第二号又は第三号に該当する表彰であって、その功績等が特に顕著で疑義が生じない場合は、知事は、これによらず被表彰者を決定することができる。

- 2 委員の任期は2年とする。補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 委員の任期の開始日は、7月1日とする。
- 4 審査会は、総合的な見地から、表彰することの適否を審査し、知事に意見を提言する。
- 5 事務局を、埼玉県産業労働部産業人材育成課におく。
- 6 その他審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(個人情報の保護)

第7条 知事は、被表彰者を選定するために被表彰候補者の個人情報を収集するときは、必要最小限度とし、当該表彰以外の目的のために使用してはならない。

- 2 推薦者は、推薦のために収集した被推薦者の個人情報を、当該表彰の推薦以外の目的に使用してはならない。

(結果の公表)

第8条 知事は、被表彰者が決定したときは、被表彰者の氏名、職種、技能功績概要等を公示する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 彩の国優秀技能者表彰要綱（平成6年11月4日制定）及び彩の国青年マイスター表彰要綱（平成6年7月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。